

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(北摂交通圏)に係る審議(2回目)

1. 日 時

令和4年4月28日(木) 10:30~11:15

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満(会長)、和田貴志(会長代理)

山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員:運輸審議会審理室 北間、佐藤、澁澤

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、令和4年4月7日(木)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、北摂交通圏は令和4年7月1日から令和7年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することが適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。